

地域医療勤務環境改善体制整備特別事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、令和6年4月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用が開始され、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要な施策を講じる必要があり、特に医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関においては、診療中に当該教育研修を行う勤務環境改善を含めた働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とし、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関と知事が認める（1）に掲げる医療機関のうち、（2）の事業を対象とする。なお、「地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「勤務環境改善医師派遣等推進事業」を実施している場合であっても対象とする。

(1) 対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって第3条の交付要件を満たすもの。

- ① 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関。

なお、常勤換算医師数は、病床機能報告により県へ報告している医師数（非常勤医師数を含む）とする。

- ② 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、第3条（3）における医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

(3) 対象経費

「（2）対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

なお、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

(交付要件)

第3条 次の（1）～（4）のすべてを満たすこと。

- （1）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

- （2）年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。

なお、「年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が720時間を超え、960時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。

- （3）医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短

縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

- (4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(算定方法等)

第4条 交付額の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数(療養病床除く。)1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、第2条(3)の経費に対してそれぞれ(3)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を選定する。
- (2) 以下、①を満たす場合に、1床当たりの標準単価を266千円とする(令和8年度までの措置)。令和9年度以降については、令和8年度以降に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた医療機関であって、①～③を満たす場合に、②、③の該当する要件に応じて示す額を標準単価に加算した額とする。ただし、地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金交付要綱第4条の(2)の措置を適用する場合には、適用しない。

- ① 以下のいずれかを満たすこと。

ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。

イ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師(B水準医師)又は連携型特定地域医療提供医師(連携B水準医師)がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間

- ② 対象項目(必須項目以外の項目のうち一定の項目)の達成数に応じて最大1床あたり93千円まで加算した額を標準単価とする。

- ③ 以下の左欄のいずれかに該当する場合、右欄の額を加算した額を標準単価とする。

評価項目79～81(アウトカム項目)の改善数が1項目	1床あたり13千円
評価項目79～81(アウトカム項目)の改善数が2項目	1床あたり27千円
評価項目79～81(アウトカム項目)の改善数が3項目以上	1床あたり40千円

- (3) 補助率

ア 資産形成経費：2分の1

イ その他経費：10分の10

- (4) (1)又は(2)により選定した額から寄付金その他の収入額を控除した額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。

(交付額の下限)

第5条 第4条により算出された額が1品につき25千円に満たない設備については、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 事業内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定した期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類は事業完了の日（事業の中止、又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後、5 年間保管しておかなければならない。
- (10) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、第 5 号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (11) 契約をしようとするときは、契約の内容その他見積に必要事項を示し、複数の者から見積書を提出させなければならない。
- (12) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (13) 香川県税（個人県民税を含み、地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

(交付の申請)

第 7 条 補助事業者が補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(交付の決定)

第 8 条 知事は、前条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、相当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(変更申請手続)

第 9 条 補助事業者は、第 6 条（2）又は（3）の承認を受けようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第 2 号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第 11 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業完了の日から起算して 1 月を経過した日（第 6 条（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日）又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日までに実績報告書（第 4 号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条の実績報告書を受理した場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県へ返還することを命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定の条件等に違反したとき。

(その他)

第15条 補助事業者は、特別の事情によりこの要綱に定める手続き等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その指示するところに従わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。